

(3) 安否情報の収集のための準備

県は、安否情報の収集について協力を求める県が管理する病院、学校、施設等の所在及び連絡先等について、あらかじめ資料を整備し、備えて置く。

また、県対策本部への安否情報の報告が円滑に行われるよう、あらかじめ安否情報の報告先等を避難施設の管理者等に周知するとともに、総務省令に定める様式第1号「安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）」、様式第2号「安否情報収集様式（死亡住民）」及び様式第3号「安否情報報告書」の周知を図る。

5 市町村における安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 避難誘導時の情報収集

市町村は、安否情報の基礎情報となる、避難地区における避難住民の人数、状況等の情報収集について、集合場所、避難手段等における収集方法等をあらかじめ定めしておくものとする。

(2) 安否情報の収集のための準備

市町村は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、学校、事業所、所管施設等に関する基礎情報（所在、連絡先、通常の所在人数等）についてあらかじめ資料を整備し、備えておくものとする。

また、報告が円滑に行われるよう、あらかじめ安否情報の報告先等を避難施設の管理者に周知するとともに、総務省令に定める様式第1号「安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）」、様式第2号「安否情報収集様式（死亡住民）」及び様式第3号「安否情報報告書」の周知を図る。

(3) 安否情報の整理、報告及び提供のための準備

市町村は、収集した安否情報を円滑に整理、報告する「安否情報システム」や既存の方式等で報告及び提供することができるよう、安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者を指定し、必要な研修・訓練に努めるものとする。

6 被災情報の収集及び報告に必要な準備 （各所属）

(1) 県は、被災情報の収集、整理及び総務大臣への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ被災情報の収集、連絡にあたる担当者を指定するとともに、必要な体制の整備を図る。

(2) 被災情報収集のための準備

県は、市町村、指定公共機関等に対し収集した被災情報を速やかに、被災情報報告様式により報告するよう周知する。

なお、指定地方公共機関における被災情報の範囲は、その管理する施設及び設備に関するもの並びにその業務として行う国民保護措置に関するものの被災情報とする。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

平成 年 月 日 時 分
 ○ ○ 県

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 平成 年 月 日

(2) 発生場所 〇〇市△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概況

7 市町村における被災情報の収集、整理及び報告等に必要な準備

市町村は、被災情報を収集、整理し、知事へ報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ担当者を定め必要な体制の整備に努めるものとする。

第5 研修及び訓練

県職員等は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、県における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、次のとおり定める。

1 研修

(1) 国の研修機関における研修の活用（人事課、消防防災課）

県は、危機管理を担当する専門職員を育成するため、自治大学校や消防大学校など国の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保に努めるものとする。

(2) 県の研修機関における研修の活用（消防防災課）

県では、既に消防学校において新任消防長研修、初級幹部科（消防職員）で講義を設けているところであるが、なお一層の研修機会の確保に努める。

また、市町村と連携し、消防団員及び自主防災組織リーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行う。研修に際しては、国が作成するビデオ教材やeラーニングも活用する。

(3) 外部有識者等による研修（消防防災課）

県は、職員等の研修の実施にあたっては、国の職員、危機管理に関する知見を有する自衛隊、警察、消防等の職員、学識経験者、テロ動向等危機管理の研究者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 県における訓練の実施（消防防災課）

県は、市町村とともに、国、他の都道府県等関係機関と共同するなど、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施にあたっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防、県警察、自衛隊等との連携を図る。

(2) 訓練の形態及び項目（消防防災課）

訓練を計画するにあたっては、実際に人、物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、次に示す訓練を実施する。

ア 県対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び県対策本部設置運営訓

練

イ 被災情報、安否情報に係る情報収集訓練及び警報、避難の指示等の通知、伝達訓練

ウ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練にあたっての留意事項（消防防災課、警察本部）

ア 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。

イ 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等にあたり、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。

ウ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。

エ 住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。

オ 県は、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、警報の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。

カ 県警察は必要に応じ、道路管理者等と連携し、標示の設置、警察官による指示等により、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の通行を制限する。

第2章 避難及び救援に関する平素からの備え

県は、国の対策本部長から避難措置の指示及び救援の指示を受けたときは、避難の指示を行うとともに、所要の救援に関する措置を実施することから、避難及び救援に関する平素からの備えに必要な事項について、次のとおり定める。

1 避難に関する基本的事項 (各関係課)

(1) 基礎的資料の準備

県は、迅速に避難の指示を行うことができるよう、県の地図、道路網等のリスト、避難施設のリスト等の必要な基礎的資料を準備、整備（庁内における基礎資料の共通化）する。

【県対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

- ① 県の地図
(対策本部員等は同一の地図を使用することで情報の共有化を図る。)
- ② 県内の人口分布
(市町村別の人口分布、世帯数、昼夜別の人口データ（避難地区別単位毎、要援護者データ）)
- ③ 県内の道路網（主要林道、農道を含む。）（以下「道路網」という。）のリスト
(避難経路として想定される自動車専用道、県道、主要林道・農道等の幹線道路のリスト)
- ④ 輸送力のリスト
(①鉄道、バス等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ ②鉄道網やバス網、保有車両のリスト)
- ⑤ 避難施設のリスト
(避難住民の収容能力や屋内外の別、仮設住宅用地に関するリスト)
- ⑥ 備蓄物資、調達可能物資のリスト
(備蓄物資の所在地、名称、数量及び県内の主要な民間事業者のリスト)
- ⑦ 生活関連等施設等のリスト
(知事の行う避難経路の設定等に影響を与えかねない一定規模以上のもの)
- ⑧ 関係機関（国、市町村、民間事業者等）の連絡先一覧、協定

(2) 避難住民の誘導における関係機関との連携・協力

武力攻撃事態等における避難は、市町村の区域を越え、更には県域をも越えるような広域的な避難となることが想定されるため、関係機関は連携、協力し、避難住民の誘導に努めるものとする。

ア 消防職員による避難住民の誘導

広域消防本部の管理者又は長は、避難実施要領の定めるところにより、市町村長と協力して避難住民の誘導を行うものとする。

イ 警察官等による避難住民の誘導

市町村長は、警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対し、避難住民の誘導を行うよう要請することができるものとする。

また、市町村長は、あらかじめ警察署長等への要請を行うための連絡先を把握しておくものとする。

(3) 避難実施要領のパターン作成に対する支援

県は、市町村が避難実施要領のパターンを作成するにあたっては、消防庁が作成するマニュアルを参考としつつ、集合場所の設置や避難者名簿の作成方法などについて必要な助言を行う。

この場合において、交通規制等を実施し道路等の実情を熟知している県警察も避難経路の選定等について必要な助言を行う。

(4) 自衛隊施設周辺の避難における国等との連携

県は、自衛隊施設の防衛拠点としての特性を踏まえて、避難施設、避難経路及び運送手段の確保ができるよう、平素から国及び市町村と十分な連携、調整を図る。

2 救援に関する基本的事項 (各関係課)

(1) 基礎的資料の準備

県は、迅速かつ適切に救援に関する措置を実施できるよう、県域内の収容施設、関係医療機関等の情報の蓄積、備蓄物資のリスト等の必要な基礎的資料を準備する。

【県対策本部において集約すべき基礎的資料】

避難のために集約した資料に加えて、次の資料を基礎資料として準備する。

ア 備蓄物資、調達可能物資、調達先のリスト

- ① 医薬品、食品、寝具等の要救援物資の供給が行えるよう物資ごとの流通網（生産、集荷、販売、配給、保管、輸送を業とする者）を把握する。
- ② 仮設住宅建設用、応急修理用の資機材の調達方法、建設関係各種団体のリスト等を備える。

イ 関係医療機関の情報のリスト

- ① 災害拠点病院やNBC攻撃に対する対処が可能な医療機関の所在、病床数等の対応能力についてのデータを備える。
- ② NBCの専門知識を有する医療関係者のリストを備える。

ウ 収容施設（避難所（長期避難住宅を含む。）及び応急仮設住宅）として

- 活用できる土地、建物等のリスト
- エ 臨時の医療施設として想定される場所等のリスト
- オ 墓地、火葬場等の情報のリスト
(墓地、火葬場等の所在、対応可能数等)

(2) 電気通信事業者との協議

県は、避難住民等に対する通信手段の確保に必要な設備に関する条件等について電気通信事業者と協議を行う。

(3) 医療の要請方法等

県は、医療関係団体等に対し、救援、派遣要請など適切な医療の実施を要請する方法をあらかじめ定める。

(4) 市町村との調整

県は、救援を迅速に行うため必要があると認めるときは、救援の実施に関する事務の一部を市町村が行うこととすることができることから、市町村が行う救援に関する措置の内容、地域等について、関係市町村と調整する。

(5) 日本赤十字社への委託 (福祉保健総務課)

知事は、救援又はその応援の実施に関し、適当と認める範囲で国民保護措置を日本赤十字社へ委託する。

(6) 国への要請 (消防防災課)

県は、あらかじめ想定される武力攻撃災害への救援を円滑に措置するため想定される被災状況に合わせた国への要請手順、品目等を作成しておく。

3 運送事業者の輸送力及び輸送施設の把握等

県は、運送事業者である指定公共機関等の輸送力や輸送施設に関する情報の把握及び自然災害時における体制を活用するなどして運送事業者への求めに応じやすい連携体制を構築することで、避難住民の運送及び緊急物資の運送を実施する体制の整備に努める。

(1) 運送事業者の輸送力の把握 (消防防災課、リニア交通課)

県は、運送事業者である指定公共機関等が作成する国民保護業務計画の内容の確認や運送事業者からの聞き取り等により、運送事業者の輸送力について把握する。

【把握すべき輸送力に関する情報】

- ① 保有車輛等（鉄道、定期・路線バス、貸切バス等）の数、定員、運転者数

- ② 本社、支社及び営業所（中核的営業所等）の所在地、連絡先、連絡方法等

- (2) 輸送施設に関する情報の収集（リニア交通課、治山林道課、耕地課、道路管理課）

県は、運送事業者である指定地方公共機関等の協力を得て、避難住民及び緊急物資の運送を円滑に行う観点から、道路（主要林道・農道を含む。）（以下「道路等」という。）、鉄道等の輸送施設に関する情報について把握する。

【把握すべき輸送施設に関する情報】

- ① 道路等（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先等）
- ② 鉄 道（路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先等）
- ③ ヘリポート等（名称、所在地、設置帯規模、管理者の連絡先等）

- (3) 輸送経路の把握等（治山林道課、耕地課、道路管理課、警察本部）

県は、道路管理者（林道、農道管理者を含む。以下「道路管理者等」という。）の協力を得て、武力攻撃事態等における避難住民の運送及び緊急物資の運送が円滑に行えるよう適切な輸送経路の把握に努める。

また、県警察は、交通規制状況等に関する情報を道路利用者に対し、積極的に提供できるようにするため、道路管理者等と密接に連携する。

- (4) 避難地域ごとに必要とする輸送手段等の把握（消防防災課、治山林道課、耕地課、道路管理課）

県は、要避難地域ごとに必要とする輸送手段等の所要数量等を関係機関等と連携し、次の情報の把握に努める。

- ① 当該地域の住民の人数の把握
- ② 当該地域の住民を避難させるに必要な交通手段及び所要量
- ③ 想定される避難先までの輸送経路（各3経路県内及び県外）
- ④ 当該市町村外からの輸送手段の受入に対する対応策
- ⑤ その他必要事項

4 避難施設の指定等

- (1) 避難施設の指定の考え方（消防防災課）

知事は、区域の人口、都市化の状況、防災のための避難所の指定状況等の地域の実情を踏まえ、市町村と連携しつつ、あらかじめ次の基準に留意した施設を避難施設として指定する。

【避難施設の指定にあたっての基準】

次の項目に留意し、避難地域の実情等も考慮し、より避難施設として適当な施設を優先して指定する。

- ① 避難所として学校、公民館、体育館等の施設を指定するほか、応急仮設住宅等の建設用地、救援の実施場所、避難の際の一時集合場所としての公園、広場、駐車場等の施設を指定するよう配慮する。
- ② 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所としてコンクリート造り等の堅固な建築物を指定するよう配慮する。
- ③ 一定の地域に避難所が偏ることのないよう指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する。
- ④ 危険物質等の取扱所に隣接した場所、急傾斜地等に立地する施設は避難施設として指定しないよう配慮する。
- ⑤ 物資等の搬入搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに避難住民等の受け入れ又は救援を行うことが可能な構造又は設備を有する施設を指定するよう配慮する。
- ⑥ 車輛等による物資の供給や避難が比較的容易な場所にある施設を指定するよう配慮する。

(2) 避難施設の指定手続

市町村長は、上記(1)の基準に基づいて、知事に情報の提供を行うものとする。

知事は、市町村長から情報の提供を受け、上記(1)の基準に基づいて避難施設を指定するときは、施設管理者の同意を文書等により確認する。

また、避難施設として指定したとき及び指定を解除したときは、その旨をその施設管理者に対し文書等により通知する。

(3) 避難施設の廃止、用途変更等

避難施設として指定を受けた施設の管理者は、当該施設の廃止又は用途の変更等により、当該施設の避難住民等の受け入れ又は救援の用に供すべき部分の総面積の十分の一以上の面積の増減を伴う変更を加えようとするときは、知事に届け出るものとする。

(4) 避難施設に関する情報のデータベースの共有化

県は、避難施設の指定後は、国の定める避難施設について把握しておくべき標準的な項目に従って、避難施設の情報を整理するとともに、全国的な共有化（避難施設のデータベース化）を図るため、避難施設の情報を国に報告する。

また、避難施設の変更があった場合は、定期的に国に報告する。

(5) 市町村及び住民に対する情報提供

県は、市町村による避難実施要領の策定及び避難指導等を支援するため、避難施設データベースの情報を市町村に提供する。

また、住民に対して、県警察、市町村、消防本部等の協力を得ながら、住民が迅速に避難するように避難施設の場所、連絡先等の必要な情報を周知する。

【避難施設データベース標準的項目】

- ① 施設名称
- ② 施設所在地（郵便番号、住所）
- ③ 施設連絡先（電話番号、FAX）
- ④ 管理者名
- ⑤ 管理する担当窓口
 - ・名称、電話番号、FAX番号
- ⑥ 収容人員（屋内（人）、屋外（人））
- ⑦ 避難施設の面積（屋内（㎡）、屋外（㎡））
- ⑧ 保有設備
 - （トイレ、給食設備、入浴・シャワー設備、冷暖房設備、スロープ、エレベータ、障害者用トイレ）
- ⑨ 構造（コンクリート造、その他、階数）
- ⑩ 災害対策基本法上の避難場所としての指定の有無
- ⑪ 大型車両のアクセスの可否
- ⑫ 備考
 - ・施設の特徴、非常用電源の有無、NTT回線以外の通信施設の有無 等

(6) 応急仮設住宅等の供給体制の整備（県土整備総務課、建築住宅課、出・管理課）

ア 応急仮設住宅の整備

武力攻撃災害による家屋の倒壊、焼失等の被害により、家屋を喪失し、住宅を確保できない被災者の発生が予想される。

このため、県は、市町村と連携し、応急仮設住宅の迅速な供給を行うための体制を整備する。

また、県は、各関係団体と協定を締結するなどの協力体制の整備に努める。

イ 公営住宅の貸与

県は、市町村と連携し、平素から公営住宅の空室状況を把握し、被災者に優先的に住宅を貸与するための基準を策定する。

5 市町村における避難及び救援に関する平素からの備え

(1) 避難実施要領のパターンの作成

市町村長は、知事の避難の指示に基づき、避難の誘導の実施方法等を定めた避難実施要領を直ちに策定するものとする。

このため、県、県警察等の関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、あらかじめ基本となる複数（管轄内避難、管轄外避難、県外避難等）の避難実施要領のパターンを次の類型に基づいて、各市町村内

での想定度が高い類型を中心に作成するものとする。

この場合において、高齢者、障害者、乳幼児等（以下「要援護者」という。）の避難の方法等について配慮する。

また、市町村長は、避難実施要領の内容を住民及び関係団体等に的確かつ迅速に伝達するため、あらかじめ伝達方法等を定めておくものとする。

【避難実施要領に定める事項】

- ① 避難の経路（使用する道路の決定）
- ② 避難の手段（徒歩、バス、鉄道等）
- ③ その他避難の方法（集合場所、集合時間、集合方法等）
- ④ 避難住民の誘導方法（誘導員同士の連絡方法、関係機関等の調整）
- ⑤ 避難住民の誘導に関する職員の配置方法（警察署長等への要請手順等）
- ⑥ その他避難住民の誘導に関する事項
- ⑦ その他避難の実施に関する必要事項
（避難施設の名称、所在、連絡先、避難地域の情報、携行品、服装、追加情報の通知方法、一時的食料の給与方法）
- ⑧ 災害時要援護者の把握（民生委員、自治会等と連携した高齢者、障害者、外国人等の現況把握）
- ⑨ 避難における自家用車の使用禁止の明記

	類 型	避 難 の 態 様
武力 攻 撃 事 態	地上部隊と航空機による着上陸 攻撃	・ 広域避難となる。 (県内外避難)
	ゲリラや特殊部隊による攻撃	・ 初動時 屋内避難 ・ 事態把握後は、その状況に 応じた安全な地域への避難
	弾道ミサイル攻撃 ・ 通常弾頭 ・ 核弾頭 ・ 生物剤弾頭 ・ 化学物質弾頭	
	航空機による攻撃	
緊 急	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	・ 危険地域からの避難 (市町村内の指定施設への避難)
	多数の人が集まる施設及び大量輸 送機関等に対する攻撃が行われる事 態	・ 危険地域からの避難 (市町村内の指定施設への避難)

対 処 事 態	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模集客施設、ターミナル駅 ・鉄道の爆破等 	
	<p>多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質を混入した爆弾等の爆発による放射能の拡散 ・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 ・市街地におけるサリン等の大量散布 ・水源地に対する毒素等の混入 	<ul style="list-style-type: none"> ・危険地域からの避難 (市町村内の指定施設への避難) (風向、二次感染の防止措置等を考慮する)

(2) 市町村における県等への協力要請等

ア 市町村は、あらかじめ想定される武力攻撃災害発生状況に応じた、県への協力要請の基準等を作成するものとする。

イ 市町村は、あらかじめ想定される武力攻撃災害発生状況（規模（例示：全区域、地理的区分、地区別）、緊急度別（例示：火急時、ゆとり時））に応じた交通整理、誘導等に関する警察署長への協力を求める基準等を作成するものとする。

(3) 輸送体制の整備等

市町村は、武力攻撃事態等における住民の避難について主体的な役割を担うことから、自ら市町村内における住民の避難及び緊急物資の運送に関する輸送体制を整備するとともに、県と連携して市町村内の輸送力、輸送施設に関する情報を把握するものとする。

【輸送力確保のための情報】

- ① 指定地方公共機関（運送事業者）等の保有車両の台数
- ② 指定地方公共機関（運送事業者）等の乗車定員数
- ③ 指定地方公共機関（運送事業者）等の連絡先、責任者、待機場所
- ④ 指定地方公共機関（運送事業者）等の保有車両の燃料の種別等
- ⑤ その他必要事項

(4) 市町村長が実施する救援

市町村長は、知事との調整の結果、市町村長が行うこととされた救援に関する措置の実施に必要な事項について定めておくものとする。

(5) 避難地区に関する情報の整備等

市町村は、避難が円滑に実施されるようあらかじめ地理的、行政区画、自治会等を単位として設定された区域（以下「避難地区」という。）ごとの情報を収集し、常に最新の情報を備えるよう努めるものとする。

【避難地区に関する情報】

- ① 避難地区の名称
- ② 避難地区の所在地
- ③ 避難地区の世帯数及び人員数
- ④ 避難地区の「要援護者」の人員数、住所、避難誘導の責任者及び要支援の内容

(6) 要援護者の把握等

市町村は、自ら避難することが困難な要援護者の避難を円滑に行うため、自治会、民生委員、自主防災組織等の地域住民の協力を得ながら、日頃からこれらの者をつながりを保ち現況把握等に努めるものとする。

併せて、これらの者が滞在している施設の管理者に対して、火災や地震等への対応に準じて避難誘導を適切に行うため必要となる措置の実施に努めるよう要請するものとする。

6 交通の確保に関する体制等の整備

（治山林道課、耕地課、道路管理課、警察本部）

(1) 武力攻撃事態等における交通規制計画

県警察は、武力攻撃事態等における交通の混乱を防止し、住民等の避難路及び緊急交通路を確保するための交通規制計画等の策定に努める。

(2) 交通管理体制及び交通管制設備の整備

県警察は、武力攻撃事態等における広域交通管理体制の整備に努める。

(3) 緊急通行車両に係る確認手続

知事及び県警察は、武力攻撃事態等において、知事又は県公安委員会が行う緊急通行車両に関する確認についての手続を定めるとともに、事前届出、確認制度の整備を図る。

(4) 道路管理者等との連携

県警察は、交通規制状況等に関する情報を道路利用者に提供するため、道路管理者等と緊密に連携し、情報の共有化に努める。

7 医療救護体制の整備 (医務課、衛生薬務課)

武力攻撃災害の発生時には、住民の多数が負傷等することが予想され、また、NBC攻撃を受けた場合には、特殊な治療が必要となることや二次災害も予想される。

このため、医療活動をする関係者の安全の確保に留意するとともに、**県**、医療機関、消防本部等の関係機関が緊密に連携し、的確かつ迅速に医療活動ができるよう初期医療体制、後方医療体制、広域医療体制及び医療品等の安定的な供給体制の確立に努めるものとする。

(1) 初期医療体制の整備

県は、市町村と連携し、救護所の設置及び救護班の派遣を行なうための初期医療体制計画をあらかじめ定める。

被災地の救急病院を救護所の拠点と位置付け、医薬品の備蓄体制等の整備に努める。

消防本部は、医療機関又は隣接する消防本部等と平時から救急訓練等を実施するなど救急救助体制の整備に努めるものとする。

(2) 後方医療体制の整備

県は、救護所における救護班や救急病院では処置できない重傷者等や高度の医療が必要な負傷者を受け入れるため災害拠点病院を後方支援病院と位置付け受入体制の整備に努める。

また、基幹災害拠点病院等は、後方支援病院の役割を果たすとともに、熱傷患者等の重症者の治療にあたる。

(3) 負傷者輸送体制の整備

ア 消防機関は、負傷者を迅速かつ的確に運送を行うため、「広域災害・救急医療情報システム」を活用して、空室状況等の医療機関の所要情報を収集し、効率的な負傷者輸送体制の構築に努めるものとする。

イ 消防機関は、医療機関の位置、病床数、診療科目等に基づき、輸送順位を定めておくものとする。

また、道路等の寸断等を考慮し、輸送先医療機関への輸送経路を複数設定しておくものとする。

ウ ヘリコプター搬送

県は、ヘリコプターによる搬送が可能な医療機関の情報（診療科目等）を収集し、連絡窓口、手続き等について消防機関へ通知する。

県は、県防災ヘリコプターの重症患者の輸送体制を整備するとともに、都県及び自衛隊所有ヘリコプターの応援要請等の手順、方法などを定めておくものとする。

(4) 医薬品等の確保

ア 県は、武力攻撃災害の発生により負傷者の増加に比例して所要量が多量となる消毒薬、包帯、ガーゼ、麻酔薬などの医薬品等の確保体制の整備に努める。

イ 県及び日本赤十字社山梨県支部は、武力攻撃災害により需要が増大する血液の確保のため、次のとおり措置を講ずる。

(ア) 被害等が軽微な地域において献血を実施する。

(イ) 多量に不足等するときは、近隣都県の日本赤十字社に応援を要請し、県外からの血液導入を行う。

8 避難住民の受入体制

市町村長は、本県の地理的条件等から国の対策本部長の県域を越える避難措置の指示を受けることを想定し、受入体制の整備に努めるものとする。

(1) 県が主体となって救援の措置の実施が想定される項目 (各関係課)

- ① 収容施設（応急仮設住宅）の供与
- ② 医療の提供及び助産
- ③ 電話その他の通信設備の提供
- ④ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ⑤ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ⑥ 学用品の給与

(2) 市町村が主体となって救援の措置の実施が想定される項目

- ① 収容施設の供与
- ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給（備蓄物資の対応）
- ③ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（備蓄物資の対応）
- ④ 埋葬及び火葬
- ⑤ 学用品の給与（備蓄物資の対応）

第3章 生活関連等施設の把握等

武力攻撃事態等においては、国民生活に関連を有する施設や危険物質等の取扱施設等について、安全の確保に特別に配慮を行うため、これらの施設の管理者に対する安全確保の留意点の周知等について、次のとおり定める。

1 生活関連等施設の把握

(1) 生活関連等施設の把握（消防防災課、衛生薬務課、大気水質保全課、治水課）
 有事の際には、発電所、ダム、浄水場などの国民生活に関連する施設や毒劇物等の危険物取扱施設（以下「生活関連等施設」という。）は、攻撃目標とされる可能性があるため、**県**は、県域内に所在する生活関連等施設について、自ら保有する情報や所管省庁による情報提供等に基づき、次に掲げる項目について把握する。

- ① 施設の種類
- ② 名称
- ③ 所在地
- ④ 管理者名
- ⑤ 連絡先
- ⑥ 危険物質等の内容物
- ⑦ 施設の規模

【施設の種類及び所管省庁】

国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名及び担当部署
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
第28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省

4号	高圧ガス	経済産業省
5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	文部科学省、経済産業省
6号	核原料物質	文部科学省、経済産業省
7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	文部科学省
8号	毒劇薬（薬事法）	厚生労働省、農林水産省
9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）
11号	毒性物質	経済産業省

(2) 県警察に対する情報提供（警察本部）

知事は、県警察に対し、生活関連等施設に関する情報を提供し、連携の確保に努める。

2 生活関連等施設の安全確保の留意点の周知等

(1) 管理者に対する安全確保の留意点の通知

（消防防災課、衛生薬務課、大気水質保全課、治水課）

知事は、生活関連等施設の管理者に対し、生活関連等施設に該当する旨及び所管省庁が生活関連等施設の種類ごとに定めた安全確保の留意点（以下「安全確保の留意点」という。）を通知するとともに、県警察と協力し、生活関連等施設の管理者に対して施設の安全確保の留意点を周知させ、併せて関係機関と施設の管理者との連絡網を整備する。

この場合において、県は、事業者と協議の上、施設管理の実態に応じた連絡網を構築する。

(2) 県が管理する生活関連等施設の安全確保（治水課、企・電気課）

県は、安全確保の留意点に基づき、自ら管理するダム等生活関連等施設の安全確保措置の実施の方法について定める。

なお、既にテロ対策危機管理要領等を定めている場合は、それをもってあてる。

(3) 管理者に対する要請

（消防防災課、衛生薬務課、大気水質保全課、治水課、企・電気課）

県は、生活関連等施設の管理者に対し、安全確保の留意点を踏まえ、既存のマニュアル等を活用しながら、資機材の整備、巡回の実施など武力攻撃事態等における安全確保措置について定めるよう要請する。この場合において、施設の管理者は、その自主的な判断に基づき、安全確保措置について定めることに留意するものとする。

(4) 管理者に対する助言（警察本部）

県警察は、知事若しくは生活関連等施設の管理者の求めに応じ、又は生活関連等施設の周辺状況、治安情勢等を勘案し、自ら必要があると認めるときは、安全確保措置の実施に関し、必要な助言を行う。

3 市町村における平素からの備え

市町村は、消防本部と連携をとりながら、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備するものとする。

また、市町村は、安全確保の留意点に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施の方法について定めるものとする。

4 県が管理する施設及び設備の整備、点検等（各関係課）

県が管理する公共施設等においては、テロ等の発生に備えた警戒等の措置を講ずる必要があるため、次のとおり予防対策等を講ずることとする。

また、市町村においても、県の措置に準じた措置を実施することとし、警察署長との連携を図るものとする。

(1) 平時の対応

ア 施設・設備の整備及び点検

県は、国民保護措置の実施を念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

イ 復旧のための各種権利関係情報の整備等

県は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地積調査の結果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係の情報を、国と連携し、収集、整備に努める。

(2) 武力攻撃予測事態への対応

県は、その管理に係る公共施設等について、情勢が緊迫している場合等においては、生活関連等施設の管理方法等を参考にしながら、次のとおりの措置を講ずる。

- ① 警察、消防等への定期的巡回依頼と連絡体制の確認
- ② 職員等による施設見回り等の実施

第4章 物資及び資材の備蓄、整備

県は、国民保護措置の実施に必要な物資及び資材の備蓄、整備について、次のとおり定める。

1 基本的考え方

- (1) 防災のための備蓄との関係（消費者安全・食育推進課、衛生薬務課、林業振興課、商業振興金融課、花き農水産課、県土整備総務課）

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材は、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、原則として共有可能な物資は防災備蓄物資を活用することとし、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材については備蓄し、又は小売事業者等と調達に関する協定を締結するなど調達体制の整備に努める。

- (2) 国との連携

県は、国民保護措置に特に必要となる物資及び資材の備蓄、整備について、地域防災計画に基づいて市町村が備蓄している物資を主体におきつつ国全体としての対応を踏まえながら、国民保護措置を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、国に対し、必要な物資又は資材の供給について、必要な措置を講ずるよう要請を行うなど密接な連携のもと対応する。

2 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄、整備

- (1) 防災のための備蓄との関係

県は、住民の避難や避難住民等の救援の実施にあたり必要な物資及び資材で、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを兼ねることができるものについては、地域防災計画で定められている備蓄品目や備蓄基準等を踏まえた、備蓄、整備、点検に努める。

- (2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

県は、国民保護措置を実施するため、平素から管理する物資及び資材の整備、点検に努める。

また、武力攻撃災害への対処に関する措置その他国民保護措置の実施に必要な安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄、調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国が必要に応じて備蓄し、若しくは調達体制を整備し、又はその推進に努めることとされていることから、県としては、国の対応を踏まえ、国と連携しつつ対応する。

(3) 国、市町村その他機関との連携

県は、国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄、整備のうち、住民の避難及び避難住民等に対する救援に必要とする物資等は地域防災計画に基づいて市町村と連携し、特に必要とする物資等は国と連携する。

なお、県は、国民保護措置に必要な物資及び資材が不足するときは他の都道府県と情報の提供など相互に協力するよう努める。

3 市町村及び指定地方公共機関における物資及び資材の備蓄、整備

(1) 市町村における物資及び資材の備蓄、整備

市町村は、県と連携し、国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、防災と兼ねながら備蓄、整備に努めるとともに、武力攻撃災害において迅速に供給できるよう体制の整備に努めるものとする。

(2) 指定地方公共機関における物資及び資材の備蓄、整備

指定地方公共機関は、県と連携し、国民保護措置の実施に必要な物資及び資材の備蓄、整備について、指定地方公共機関内で定めている調達計画や更新計画等における各物資及び資材の耐用年数、予備数量等に照らし合わせた備蓄、整備に努めるものとする。

第5章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要がある。

このため、国民保護の意義や仕組みについて、広く住民の理解が深まるよう、あらゆる機会を通じ説明を行うことが重要であることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発について必要な事項を、次のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法（広聴広報課、消防防災課、国際交流課、障害福祉課）

県は、国と連携しながら、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護に関する基礎知識や非常時持出品の準備などについて継続的に啓発の実施に努める。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携（消防防災課）

県は、職員への啓発について、自然災害時の参集等を定めた「職員災害対応ハンドブック」への掲載を検討するとともに、防災講演会など自然災害に関する啓発事業との連携を図りながら啓発活動を行う。また、県民に対して、消防団及び自主防災組織等を通じて啓発を図る。

(3) 学校における教育の推進（教委・高校教育課）

県教育委員会は、文部科学省の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、県立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育の推進に努める。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

(1) 住民が取るべき対処等の啓発（消防防災課）

県は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市町村長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、県は、わが国に対する弾道ミサイルの飛来の場合や地域においてテロが発生した場合に住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料に基づき、住民に対し周知するよう努める。

(2) 運転者のとるべき措置の周知徹底 (警察本部)

県警察は、武力攻撃事態等において運転者がとるべき措置（車両の道路左側への停止、交通情報の入手、規制区間外への車両の移動、警察官の指示に従うこと等）について、自然災害時の措置に準じて周知徹底する。

3 市町村における国民保護に関する啓発

市町村は、平素から自治会や自主防災組織等へ様々な機会を通じて、国民保護の重要性について意識啓発を行なうよう努めるものとし、県国民保護計画に準じて、市町村国民保護計画に必要な事項を定めるものとする。